

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

小型船舶 11隻

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

- (1) 放置されていた場所
- | | |
|---------------------|----|
| 詫間港高谷1号護岸地先 | 1隻 |
| 詫間港塩生2号護岸地先 | 2隻 |
| 詫間港須田係船岸東前地先 | 1隻 |
| 詫間港宮の下地区緑地地先 | 1隻 |
| 仁尾港船揚場1号前地先 | 2隻 |
| 観音寺港一の谷川南上1号けい船岸前地先 | 3隻 |
| 観音寺港見卓防波堤前地先 | 1隻 |
- (2) 撤去した日時
- | | | |
|------|----|-------------------|
| 詫間港 | 5隻 | 平成21年10月15日15時00分 |
| 仁尾港 | 2隻 | 平成21年10月15日15時30分 |
| 観音寺港 | 4隻 | 平成21年10月15日16時00分 |

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 保管を始めた日時
- | | | |
|------|----|-------------------|
| 詫間港 | 5隻 | 平成21年10月15日15時00分 |
| 仁尾港 | 2隻 | 平成21年10月15日15時30分 |
| 観音寺港 | 4隻 | 平成21年10月15日16時00分 |
- (2) 保管の場所
- 2(1)の放置されていた場所（現地保管）

4 返還を受ける方法等

保管した工作物等の所有者等が香川県西讃土木事務所に申し出ること。なお、工作物等の撤去、保管その他の措置に要した費用は、所有者等の負担となる。

また、港湾法第56条の4第9項の規定により、当該工作物等を5の返還期限までに返還することができないときは、当該工作物等の所有権は港湾管理者に帰属する。

5 返還期限

詫間港 5隻 平成22年4月15日

仁尾港 2隻 平成22年4月15日

観音寺港 4隻 平成22年4月15日

6 本件に関する問合せ先

香川県西讃土木事務所 総務課 管理担当 電話番号 0875-25-1001